

自動車運転死傷処罰法（正式名称：自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律）および道路交通法が改正され、2026年7月21日および2026年9月1日に施行されました。そこで今回は、それらの法改正の内容をご紹介します。



2026年7月21日に施行された法改正の内容

2026年7月21日に施行された改正内容は、主として「危険運転致死傷罪」に関する事項です。

「危険運転致死傷罪」とは、飲酒運転や高速度運転等の危険・悪質な運転行為をし、それにより人を死傷させた場合に適用されるもので、死亡させた場合は1年以上20年以下の拘禁刑、負傷させた場合は15年以下の拘禁刑に処せられます。

① 飲酒運転

飲酒運転に係る要件について、改正前は「アルコールの影響で正常な運転が困難」と規定されていましたが、改正後は、「血液1ml中1.0mg以上又は呼気1ℓ中0.5mg以上のアルコールを身体に保有その他アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」と具体的に定められ、基準が明確化されました。

※道路交通法における「酒酔い運転」の基準についても、同様の改正が行われました。

② 高速度運転

高速度運転に係る要件について、改正前は「進行を制御することが困難な高速度」と規定されていましたが、改正後は、「最高速度が時速60km以下の道路では、最高速度を時速50km超過」、「最高速度が時速60kmを超える道路では、最高速度を時速60km超過」とされ、こちらも基準が明確化されました。

また、上記に準ずる速度で、道路及び交通の状況に応じ、重大な交通の危険を回避することが著しく困難な高速度で自動車を運転する行為についても対象となります。

③ ドリフト走行等

危険運転致死傷罪の要件として、新たに「殊更にタイヤを滑らせ、または浮かせることにより、進行制御困難な状態にさせる運転」が追加されました。一般に、タイヤを滑らせる走行は「ドリフト走行」、前輪を浮かせる走行は「ウィリー走行」と呼ばれています。



(2026年8月20日時点で施行されている法令に基づき制作しています。)



2026年9月1日に施行される法改正の内容

生活道路の法定速度が時速30kmに引き下げられる

従来、道路標識等による指定がない場合、高速自動車国道以外の道路における自動車の法定速度は、時速60kmでしたが、改正により2026年9月1日から、生活道路における法定速度は時速30kmに引き下げられます。

なお、「生活道路」とは、次に掲げる道路以外の道路をいいます（改正 道路交通法施行令第11条）。

- ・高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外
- ・自動車専用道路
- ・道路標識等による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- ・道路の構造上又は柵その他の内閣府令で定める工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路（例：中央分離帯のある道路）

上記以外の道路とは、おおまかにいえば中央線（センターライン）のない道路を指し、このような道路では、法定速度が時速30kmとなります。

ただし、最高速度は法定速度よりも道路標識や道路標示による指定が優先されますので、例えば標識等により最高速度が時速40kmに指定されている場合は、その道路の最高速度は時速40kmとなります。

生活道路ではこまめに速度のチェックをする

走り慣れた道路では、つい普段どおりの速度で走行してしまいがちです。そのため法定速度が時速30kmに変わった道路でも、従来の感覚のまま走行してしまい、速度超過となるおそれがあります。

右表は一般道路における普通自動車の速度超過の反則金を示したものです。例えば、法定速度が時速30kmの道路を時速60kmで走行した場合、「30km以上35km未満」に該当し、違反点数は6点となり、前歴がない場合でも免許停止処分の対象となります。さらに、反則金の対象ではなく刑事罰（6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金）が科されます。

法定速度30kmの対象となる生活道路を走行するときは、こまめにスピードメーターで速度を確認し、時速30km以内で走ることを意識しましょう。



【速度超過の違反点数と反則金（普通車）】

速度超過	違反点数	反則金
15km未満	1	9,000
15km以上20km未満	1	12,000
20km以上25km未満	2	15,000
25km以上30km未満	3	18,000
30km以上50km未満	6	
50km以上	12	

（2026年8月20日時点で公布されている法令に基づき制作しています。）

「お問い合わせ先」

日軽パートナーズ株式会社 保険部

TEL：0120-202-565

メール：nsk-hoken@nsk.nikkeikin.co.jp



令和7年に交通事故で亡くなった歩行者のうち、自宅から500m以内の場所で事故に遭った方の割合を次の中から選んでください。

①52.5% ②43.9% ③36.7%



TOKIO MARINE
NICHIDO

生活道路での安全な運転方法

毎日何気なく利用している生活道路は、交通量が少ない場合が多いことから、「走りやすい」「危険は少ない」と感じる人もいるかもしれません。しかし、その油断が危険につながります。子どもや高齢者、自転車等、さまざまな道路利用者が行き交い、交通事故が発生しやすい環境です。今月は、生活道路における危険性と安全に走行するためのポイントを考えてみましょう。

生活道路での事故

生活道路とは、主に地域住民の日常生活に利用される比較的狭い道路(車道幅員5.5m未満)のことをいいます。民家や商店、学校、病院等が存在しており、歩行者や自転車が多い上に、歩道が設けられていない場合が多く、人と車両が混在しやすい道路です。また、信号のない交差点や見通しの悪い場所等、交通事故が発生しやすい構造的なリスクもあります。全国における交通事故発生件数は10年間で減少傾向にあります。そのうち車道幅員5.5m未満道路の交通事故発生率は、横ばいで推移しています(図1)。また、令和6年中の状態別死傷者数をみると、車道幅員5.5m未満の道路における歩行者・自転車乗用中の死傷者が占める割合は、車道幅員5.5m以上の道路の約1.9倍でした(図2)。一見安全に見える生活道路ですが、常に危険が潜んでいるという意識を持つ必要があります。

図1 交通事故発生件数と車道幅員5.5m未満道路の交通事故発生率の推移

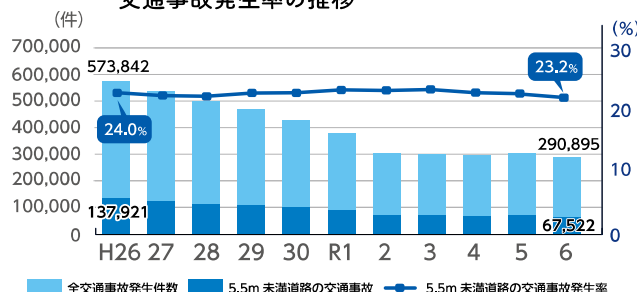


図2 車道幅員別・状態別死傷者数(令和6年中)

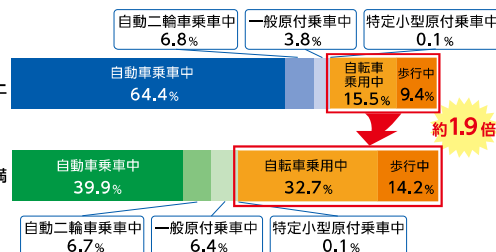


図1～図2 出典:警察庁「生活道路におけるゾーン対策「ゾーン30」「ゾーン30プラス」の概要」より弊社作成

生活道路の法定速度が30km/hに

自動車の速度と歩行者の致死率には大きな関係があることがわかっており、特に30km/h以上では、致死率が急激に高くなります(図3)。また、ゾーン30(注1)の整備前後1年間における死亡・重傷事故発生件数を比較したところ、交通事故抑止に効果があることが確認されています(図4)。このような背景等から、生活道路での事故防止と被害の軽減を目的として、2026年9月より、全国の生活道路における法定速度が、従来の60km/hから30km/hへ引き下げられました。

注1:30km/hの速度規制や物理的な安全対策の組み合わせによって、交通安全の向上を図ろうとする区域(ゾーン)のこと

図3 自動車等の速度と歩行者の致死率

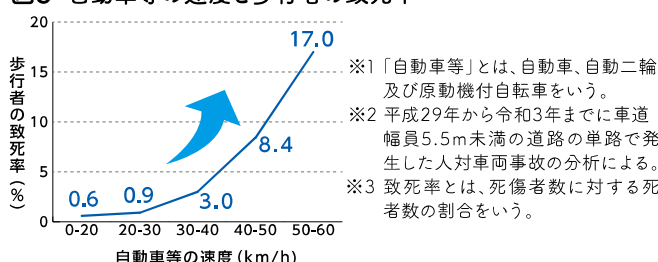


図3 出典:国土交通省 資料「生活道路の交通安全を取り巻く環境」より弊社作成

図4 ゾーン30の整備効果

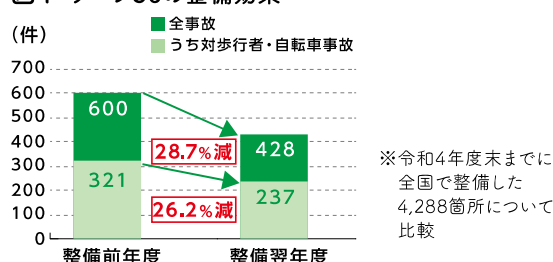


図4 出典:警察庁 資料「生活道路における安全確保」より弊社作成

ただし、中央線や車両通行帯がある一般道路は、これまでと変わらず法定速度60km/hのままです。また、高速道路については道路の種類や区間によって異なります。さらに、標識・標示によって最高速度が指定されている場合はその速度に従います。道路によって法定速度が異なりますので、間違えないように確認しておきましょう。

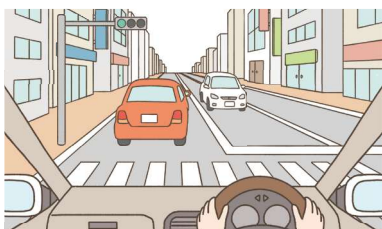
法定速度が30km/hに変更となった道路



生活道路が対象です。中央線や車両通行帯がなく、比較的狭い道路です。

法定速度が60km/hのままとなっている道路

①中央線または車両通行帯が設けられている一般道路



②中央分離帯等により、上り・下りの方向別に車線が分けられている一般道路



③高速自動車国道のうち、料金所や一般道路と高速道路をつなぐ「ランプ」等の区間

本線車道・加速車線・減速車線は法定速度100km/hですが、それ以外の料金所やランプは60km/hとなります。

④自動車専用道路

高速道路の1つではありますが、「自動車専用道路」の法定速度は一般道路と同じ60km/hです。

標識や標示によって最高速度が指定されている道路

「規制速度」といい、道路の種類にかかわらず、標識・標示によって指定された速度が最高速度となります。例えば、最高速度40km/hの標識・標示がある場合は、生活道路であっても40km/hが最高速度となります。まずは標識・標示がないか、確かめる癖をつけましょう。



「最高速度」の標識

本文及び図の出典：警察庁 広報啓発リーフレットより弊社作成

(https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/doro/Residential_roads.files/sokudo_leaflet.pdf)

生活道路での走行における注意点

生活道路での交通事故を避けるためには、次のポイントに注意して運転しましょう。

◎状況に応じた速度で走行する

法定速度または規制速度の範囲内であっても、道路状況や天候等に応じて、適切な速度で走行する必要があります。状況が悪いときや特に狭い道路では、「いつでも止まれる速度」を心がけましょう。

◎危険を予測しながら運転する

生活道路では歩行者や自転車との距離が近くなりやすいため、接触や衝突のおそれがあります。「子どもが飛び出してくるかもしれない」「自転車が急に進路を変えるかもしれない」「駐車車両のかげに歩行者がいるかもしれない」といったように、危険を予測しながら運転することで、急な状況変化にも対応しやすくなります。慌ててブレーキを踏むのではなく、あらかじめブレーキに足をかけて備えておきましょう。

◎一時停止や安全確認等の基本行動を徹底する

生活道路では信号のない交差点や見通しの悪い場所が多く、出会い頭事故に注意が必要です。一時停止や安全確認等の基本行動を徹底しましょう。また、交差点では道幅が広い方が優先となり、道幅が同程度の場合は左方が優先となります。ただし、優先道路であっても過信せず、ゆずり合いの気持ちを持って通行しましょう。

◎歩行者・自転車を優先する

歩道等がない場所で歩行者や自転車の近くを通過する際は、少なくとも1メートル程度の間隔を保ちましょう。狭い道路で十分な間隔が取れないときは、徐行しなければなりません※1。また、横断歩道では歩行者・自転車を優先し※2、横断歩道以外の場所で歩行者が横断しているときも、一時停止して道をゆずりましょう※3。

◎抜け道として利用しないようにする

地図アプリが示す最短ルートや渋滞回避のために、生活道路へ進入するケースが増えています。しかし、生活道路は地域に暮らす人々のための生活空間です。時間短縮や渋滞回避を目的とした、抜け道としての利用は避けましょう。

※1 道路交通法 第十八条 ※2 道路交通法 第三十八条 ※3 道路交通法 第三十八条の二

今月のクイズの答え

①52.5%

出典：交通事故総合分析センター「交通事故統計表データ(令和7年版)」より

ご用命・ご相談は…

日軽パートナーズ株式会社 保険部

T E L : 0120-202-565

メール：nsk-hoken@nsk.nikkeikin.co.jp



東京海上日動

URL www.tokiomarine-nichido.co.jp

担当営業課